

## GW期間中のマイナンバー関係手続の一部停止について

令和5年4月29日（土）から5月7日（日）終日の期間、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において「公的個人認証システム」のメンテナンス作業の実施に伴い、マイナンバーカード用電子証明書に係る業務が停止されます。

詳細は地方公共団体情報システム機構ホームページをご確認ください。

▷ <https://www.j-lis.go.jp/index.html>

当該期間中、法人設立ワンストップサービスは稼働するため当健保組合への電子申請は可能ですが、事業主等から電子申請を行う際に、利用可能な電子証明書のうち、「公的個人認証システム」に基づくマイナンバーカード（事業主様のマイナンバーカードで認証している場合等）については利用できませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、当健保組合のゴールデンウィーク期間中の休日につきましては暦通り（カレンダー通り）となります。